

単価契約仕様書

京都市住宅供給公社総務課

(担当 上田、磯林)

件 名	(単価契約) 京都市住宅供給公社本社ビル産業廃棄物処理業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
予定数量	産業廃棄物処理業務（金属くず（缶を含む。）、ガラスくず（ビンを含む。）、廃プラスチック類（ペットボトルを含む。）等） <u>約800kg</u> ※あくまで予定量であり変動することがある。
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守の上、施行すること。</p> <p>2 業務の内容</p> <p>本社から排出される産業廃棄物処理（金属くず（缶を含む。）、ガラスくず（ビンを含む。）、廃プラスチック類（ペットボトルを含む。）等）を、次の基準により実施すること。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者でなければならない。</p> <p>(2) 作業日</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、週3回以上（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日の間は除く）とする。</p> <p>(3) 作業内容等</p> <p>運搬された廃棄物等を、その性質により適正に処分すること。</p> <p>※ <u>缶・ビン・ペットボトルの処分については、可能な限りリサイクルすること。</u></p> <p>3 報告等</p> <p>本業務の受託人は、廃棄物処理実績報告書（様式1）を翌月14日までに総務課に提出すること。また、<u>廃棄物処理法の趣旨に基づいた京都市の「産業廃棄物適正処理の手引」</u>の「マニフェスト制度」に従い、下記の(1)を実施すること。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理業務について</p>

	<p>ア 本業務の受託人は、収集運搬業者が交付するマニフェストを受けること。</p> <p>イ 交付されたマニフェストに必要事項を記入の上、処分終了後、速やかに D 票を京都市住宅供給公社総務課へ送付すること。</p> <p>ウ 最終処分終了の確認後速やかに E 票を京都市住宅供給公社総務課へ送 付すること。</p> <p>4 委託料の支払い</p> <p>(1) 請求の方法</p> <p>委託料については、1か月ごとに処理実績を取りまとめのうえ、処理実績に 1kgあたりの単価を乗じて算出し、1か月の実績を取りまとめたうえで請求す ること。</p> <p>(2) 請求先</p> <p>請求先は、公社経営企画室総務課とし、<u>当月分を翌月14日までに請求書</u> <u>とともに、見積書及び廃棄物処理実績報告書（様式1）を担当者宛に提出す</u> <u>ること。なお、あて先は「京都市住宅供給公社理事長」とする。</u></p> <p>6 支払について</p> <p>委託料の支払いについては、各月の業務完了確認後、適正な請求書を受領した 日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 本業務の受託人は、その実施に関し京都市住宅供給公社総務課担当者と密接 に連絡を取り合うこと。</p> <p>(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途協議する。</p> <p>(3) 委託者は処分場への搬入の際、立会いによる履行の確認を求めることが可 能なものとする。受託人はこれを拒むことができない。</p> <p>(4) 落札者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産 業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添 付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写し とともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地 の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分 受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず 記入すること。</p>
--	--

以上

廃棄物処理実績報告書

年 月 日

(あて先) 京都市住宅供給公社理事長 様
(担当 経営企画室総務課)

住 所
商号又は名称
代表者名 印

年 月分の業務実績について、次のとおり報告します。

1 産業廃棄物 (金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類 等)

処理量 (kg)

2 資源ごみ (缶、ビン (透明、茶色)、ペットボトル)

品名	処理量 (kg)
缶	
ビン (透明、茶色)	
ペットボトル	

- (留意事項) 1 翌月の14日までに報告願います。
2 実績がない場合も、0kgで報告してください。

産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に□の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

※ 受託者の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれか選択して□を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	
最終処分先の処理方法	
最終処分先の 施設の処理能力	